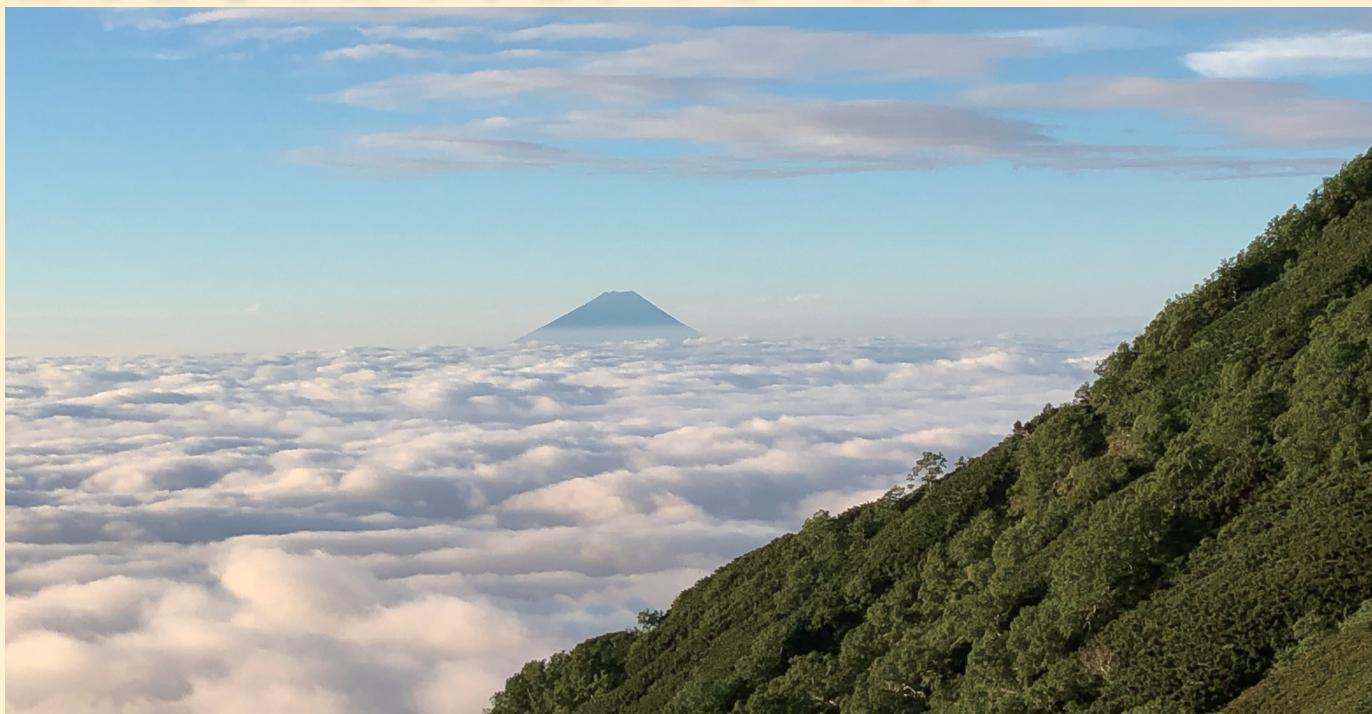


あけましておめでとうございます



赤岳から富士山を遠望する 撮影者：津田浩克

らんまん

新しい春が爛漫であることを願いながら、誰もいない朝の大学図書館の薄暗い地下を歩く。静寂と古い紙の匂いの中、片隅の「自然科学 参考図書」にたどり着く。電動ボタンにより両側の書架が開いて古書の群れが迎えてくれる。お目当ては「牧野日本植物図鑑(昭和15年)」だ。

それは意外にもA5版で大型図鑑の間に埋もれていた。昨年、朝ドラ「らんまん」のモデルとなった植物学者牧野富太郎による本書は、小学校中退でありながら日本の植物分類学を打ち立てた博士の79歳のときの集大成である。1069頁の「ひなふらすこも」(残念ながらスエコザサではなかった)まで3206番にも及ぶ解説と膨大な観察時間に裏打ちされた繊細な手書き。それでも博士は「本書ハ・理想ニハ遠イ」と書く。94歳での増補版など歩みを止めなかつた博士の業績は、「新分類牧野日本植物図鑑」(平成29年)に引き継がれている。

「雑草という名の草はない。それぞれに名前がある」という名言は、わが業界でいえば、「全ての事件にはそれぞれの顔がある。1つ1つを大切に」という戒めになろうか。

しかし、「植物は人間がいなくても、少しも構わずに生活するが、人間は植物がなくては生きできぬ」という博士が、傲慢な人間により生態系の破壊が進む今の世界を見たら、もはや天真爛漫では居られないはずだ。

2030年までにCO₂排出を46%削減するという日本の目標への動きは緩慢なのに、政治・社会の注意は散漫だ。気候変動の放置は、それに苦しむ子や孫、農家、漁師、植物、動物などを漫然と「雑草」扱いし、ひいて幾千万の生物を絶滅させる震撼すべきことなのに。

「爛」には火が、「漫」には水が入っている。火によってただれて水が溢れる地球では牧野博士も憤懣やる方ないだろう。光と潤いに満ちたらんまんな春が訪れる地球を守っていきませんか？

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子

弁護士 齋藤優摩

弁護士 黒田祐史

弁護士 杉田峻介

弁護士 池田健人

弁護士 室谷悠子

弁護士 平林佳江子

弁護士 中江友紀

弁護士 吉川 叶

弁護士 永田 駿

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 和田知彦

弁護士 佐用理紗

／事務局一同

奄美群島日本復帰70周年記念

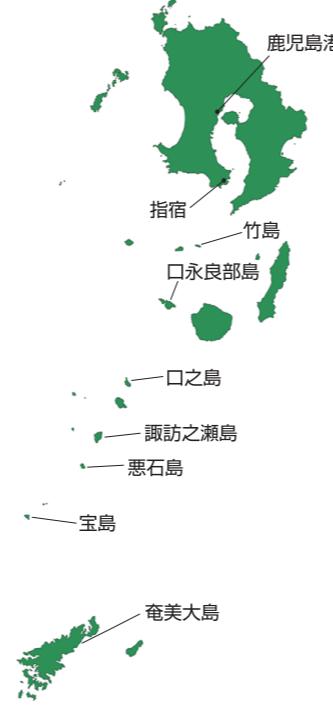
奄美大島・鹿児島航海

弁護士 和田 知彦



奄美群島各地で開催された復帰を目指す集会

口之島の沖合いを進む



昨年2023年は奄美群島が日本に復帰してから70年目の節目に当たる年でした。

太平洋戦争の終戦後、日本がGHQの占領下に入り、沖縄が占領下に置かれたことはよく知られていますが、沖縄より北にある奄美群島、さらにはトカラ列島や小笠原諸島までがアメリカの行政統治下に入っていたことはあまり知られていません。

1945年8月15日に日本は終戦を迎ましたが、翌年の1946年2月2日、GHQは北緯30度以南の南西諸島を日本から行政分離して米軍政府の統治下に置く「二・二宣言」を発しました。奄美は日本の行政統治から切り離され、本土に渡る場合にはパスポートが必要となったのです。

これに対し、奄美では祖国日本への「復帰運動」が展開されました。当時の復帰運動の中に「密航陳情」という運動がありました。当時、奄美群島の日本復帰を陳情するために、当時の船で奄美大島を出発して鹿児島に向かい、鹿児島から汽車で東京に向かい奄美群島の日本復帰を陳情したというものです。



高千穂神社で開催された復帰断食祈願群民大会



◆北緯30度線の碑



錦江湾から桜島を望む▶



トカラ列島の洋上を進む

今回、奄美群島の日本復帰70周年という節目に、所属しているアマニコアウトリガーカヌークラブのメンバーを中心に、6人乗りカヌーで、奄美大島からトカラ列島やトカラ列島のある十島村、そして三島村の島々を経由しながら鹿児島港まで人力で漕いで渡るという「追体験」の航海に参加しました。カヌークラブのメンバーの他に、徳之島やトカラ列島からの有志の参加者で、航路確認と安全確保のために伴走船を付け、交替でカヌーを漕ぎ、7日間をかけて、宝島、悪石島、諏訪之瀬島、口之島、口永良部島、竹島、指宿を経由し鹿児島港を目指しました。

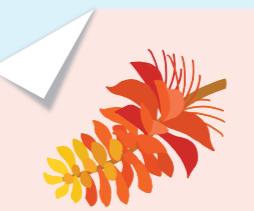
外洋の360度海の水平線が広がる景色、行先の島影が徐々に霞んで見えてくる瞬間、島が近づくにつれて海鳥の群れが飛び回る光景、海域によって違う深い海の色、黒潮の潮流の中の波のうねり、自分にとって一生に一度の景色だったと思います。同時に、状況は異なりますが、奄美の先人もこういった光景を見ながら日本復帰への想いをもって鹿児島を目指して海を渡ったのかと思うと感慨深いものがありました。



◆復帰70周年記念舟漕ぎ競争



舟漕ぎ練習風景▶



奄美あすなろだより

弁護士 佐用 理紗

2回目の奄美生活も1年以上が経過しました。この間、徳之島、沖永良部島及び与論島と何度も奄美大島から奄美群島の他の離島に出張で行っています(残念ながら、喜界島にはまだ行ける機会がありません)。自治体相談で行くこともありますですが、ご依頼を受けた件で現地を確認したり、後見業務、破産管財人業務等さまざまな理由で離島に行っています。

奄美群島の他の離島の中でも当事務所にご依頼が一番多いのは、沖永良部島ではないかと思います。沖永良部島は、奄美大島から行くとなると、一旦途中の徳之島で飛行機を降り、改めて保安検査場を通過して再び飛行機に乗る必要があります。日帰りはできず、必ず宿泊をしないといけないのですが、鹿児島からは直行便があるため、日帰りができ、実は鹿児島の方が、アクセスが良かったりもします。与論島も行きは直行便があるので、帰りは沖縄を経由しないと奄美大島に帰ってくることができず、こちらも日帰りでは行くことができません。そのため、出張の際には、複数の案件を調整して、あわせて行くことが多い状況です。

また、徳之島には家庭裁判所の出張所がありますが、沖永良部島、与論島及び喜界島には出張所がないため、現地で家事調停を行う場合には、公民館や町役場が利用されています。裁判官や調査官等の裁判所の職員も基本的に奄美大島(又は徳之島)から各離島に出張し、現地の公民館や役場で調停が行われることになります。そのため、なかなか調停期日が入らなかったり、調停期日がかなり先になつたりすることはありますが、調停のために各離島から奄美大島(又は徳之島)に行くのが難しかったり、当事者間で管轄の合意ができない場合には、現地で調停ができるることはメリットが大きいのではないかと思います。

私にとってそれぞれの離島を経験することができ、大変よい経験になっています。



住用のマングローブ 撮影者：佐用理紗



あけましておめでとうございます

弁護士
津田浩克

縁をいただいて、茨城県北部と福島県内に店舗を開拓する会社の再生に関与してきました(この会社も、福島第一原発の事故で、被災した店舗を閉鎖しています)。債務超過、賞与無し、労働条件も店舗によって異なっており、働いている方々のモチベーションは地に落ちていました。創業者に引退いただき、現場から経営陣を抜擢し、全従業員からのヒアリングを基礎に、社内の課題を洗い出し、優先順位をつけて、一つ一つ解決してきました。その過程で、

城めぐり

最 近は城めぐりがすっかりブームになっていますが、昔から歴史に興味があり、出張や旅行の際に近くの城には必ず登るようにしています。国宝を含む現存12天守のうち、11天守は既に登っています(直近は長野の松本城)、愛媛の宇和島城を残すのみとなっています。天守の現存にはこだわりはなく、石垣が大好きなので、石垣だけ残っているような山城にも登ります(直近は奈良の高取城)。遺構を自分のペースでゆっくり眺めたいので、ひとりで登るのがベストだと思っていますが、家族旅行の際はやむをえず家族と一緒に登り、何がそんなに楽しいのか、といつもあきれられています。宇和島に出張する仕事に出会うのを楽しみに待っています。



弁護士
岩本朗



弁護士
黒田祐史



弁護士
和田知彦

バスケットボールWC

昨 年のワールドカップでの日本男子代表の躍進は大きく取り上げられました。優勝したわけでもなく、決勝トーナメントにさえ行ったわけではありませんが、世界の強豪を相手に3勝もしたということ自体、20年以上バスケットボールを見続けてきた私としては信じられない出来事でした。選手たちが、私の年代よりも下の世代ばかりであることに少しだけ感動しましたが(笑)。

日本人選手がNBAでドラフト指名される、毎試合活躍するということも本当に信じられない出来事ですし、このような時代を目撃できることは本当にありがたいことです。この先も、日本の選手たちが世界の中でどれくらい戦っていくのかを楽しみに応援し続けていきたいと思います。

世界から見た奄美の価値はどこにあるのか

奄 美に住むようになって8年が経ちました。この間ずっと内地と奄美の違い、奄美の価値を考えてきたのですが、自分なりの答えは、奄美独自の文化と伝統、そしてそれが自然と結びついていることなのではないかというものです。

東京には東京だからあるものがあって物質的に充実して沢山あるように見えますが、奄美には奄美にしかない独自の文化、伝統、自然があります。奄美の価値は、ただの景色として存在するものではないはずです。ただ海の色が青ければよいわけでも、森が緑色なら良いわけでもありません。奄美が世界自然遺産に登録されたのは、森の生物多様性であり、奄美に残る自然はただの風景ではないはずです。懸念していたことではあります、ここ数年の奄美的開発を巡る状況や奄美的行政の方向性についてとても憂慮しています。これから数年のうちにますます島内の経済格差も広がりそうです。奄美が世界から見ても奄美にしかない本当に価値あるものを大切にできるように願っています。

本年もよろしく



景気最低?ケーキ最高?



弁護士
池田直樹

朝「景気最低か~」と呟く。ケイタイ、キー、サイフ、ティキ、IDカードのチェックである。それでも眼鏡を忘れて「ガーン!」。ジム帰りには水着を忘れた。濡れた水着なんて「阪急さん、スイムでスマに襲われスマせん。」ある日、出先の改札でごそごそ定期入れを探していると、「これお店で落としましたよ」とランチをかきこ

んだ隣席のミセスが駆け寄ってくる。保険証も入っていたから「ついてる!」と大感謝。するとミセスも「ついてます」と言う。以心伝心か?「ほら、口元」。オムレツのケチャップだった。教訓に、先ほどお友達とデザートを頂きながらのミセスの言葉は決して忘れない。「(この)ケーキ、サイコー~」あつ、この呪文じゃ、またティキ忘れそう。

パラサイクリング



弁護士
石飛優子

年より、縁あって一般社団法人日本パラサイクリング連盟の監事を務めています。パラサイクリングとは、障がい者の自転車競技です。使用する自転車によって4つのクラスに分けられ、通常の二輪自転車を使用するCクラス、2人乗りタンデム自転車を使用するBクラス、三輪自転車を使用するTクラス、ハンドサイクルを使用するHクラスがあります。

ヨーロッパに強豪国が多くありますが、日本も、東京オリンピックでは杉浦佳子選手が2つの金メダルを獲得するなどすばらしい活躍を見せています。

今年はパリオリンピック・パラリンピックの年。選手の皆さんのが活躍が今から楽しみです。



弁護士
齊藤優摩

のですが、現在、それらを一元管理できるツールでもないか探しています。ネットで調べると、いくつかそのようなツールがあるようですが、まだ試行するに至っていませんので、何かおすすめのツールがありましたら、教えていただけますと幸いです。

チャットツールの多様化

ヤツツールが進歩を重ねて、便利になる一方で、多様化しており、それらの管理が少し大変になっています。現在、Gmail、teams、チャットワーク、slackなどを使っていますが、すべてに連絡が来るようになると、その都度、別のアプリを立ち上げて、返信をするということを繰り返すようになります。それにはそれぞれの良さがあり、便利ではある

横断幕をもって、裁判所へ



弁護士
室谷悠子

判を起こすとき、原告が横断幕をもっていませんか?問題を社会に広くアピールするパフォーマンスですが、昨年は、風力発電とメガソーラーによる森林破壊を問題にする2つの裁判で、原告のみなさんと2回も横断幕で歩きました。

事前に記者クラブと裁判所に連絡し、記者たちがカメラを構え、混乱がないように裁判所職員が見守る中、裁判所の前の道路を数十秒ほど歩きます。裁判所の門の前に着くと、裁判所の構内は、横断幕は禁止なので、幕をたたんで、中へ入ります。横断幕で行進することは、弁護士の日常ではありません。以前に私がしたのは、7年前。2023年は何かの当たり年のようでした。

“良き伴走者”として



弁護士
池田健人

我々は、日々の顧問業務や訴訟業務などを通して、経営者の方々と接する機会がよくあります。その際、経営者の方々がよく仰るのは、「従業員に経営者である自分と同じ考え方を持ってもらうのが難しい」「経営について誰にも相談できない」という言葉です。

立場が異なるれば考え方異なるのは当然のことではあるのですが、このように経営について孤独感、孤立感を覚えておられる経営者の方々は少なくありません。

我々弁護士も、契約書のレビュー業務や紛争解決業務といった定型的な弁護士業務に留まるのではなく、経営者の方々の良き伴走者として、経営全般について気軽にご相談いただけるような関係性でありたいと考えております。

YouTuberデビュー



弁護士
中江友紀

阪弁護士会のYouTubeチャンネルがあることをご存知でしょうか?私の所属する広報室では、情報発信のため即時性のあるメディアとしてYouTubeを活用しています。

力を入れているのが、時事的な事件に弁護士が解説・コメントする動画の配信です。昨年は、入管法改定や、トランプ大統領のトランプのトイレ使用をめぐる経産省事件、ビッグモーターの保険金不正請求事件、ジャニーズの性加害問題等々、報道内容と時期を意識した動画を複数配信しました。

世間の関心度に加え、即時性がなければ再生回数は伸びません。

次に来るニュースは何かを予想しては、予想外のニュースが入ることも多く、急ぎ出演弁護士をオファー、シナリオ作成、収録、編集して公開!と慌ただしく作業をしています。

リーガリューや私も出演しておりますので、是非チャンネル登録と高評価をお願いします。

奄美のフルーツ



弁護士
佐用理紗

回目の奄美生活も1年以上が経過し、季節ごとに旬のフルーツを楽しんでいます。2月~3月はたんかん、6月~8月はパッショングループ(時計草)、6月~10月はドラゴンフルーツ、7月~8月はマンゴー、7月~11月は島バナナ、8月~9月はグアバ、と様々なフルーツがスーパーと八百屋に並んでいます。

昨年の思い出は、沖永良部のご依頼者からいただいた島バナナ(その場で収穫していただきました)を義理の両親に送ったことです。大きな段ボールで送った島バナナは、2房以上あり、数えたところ、なんと70本以上あったそうです。外が真っ黒になった頃が食べ頃で、爽やかな甘さでとてもおいしかったです。

「ハワイで国際相続に関するセミナーを開催しました」

弁護士 原 正和

昨年8月下旬、ハワイ・ホノルルで、国際相続に関するセミナーを開催しました。長年にわたり交友関係のあるハワイ州の弁護士さんにご協力頂き、日本語でのセミナーと英語でのセミナーを、合計5回、開催させて頂きました。

ハワイ在住の日本人（アメリカのグリーンカードを持っている日本人など）とアメリカ人（もともと日本人だった方でアメリカに帰化された人など）、ハワイの弁護士や不動産業者などの専門家を対象に、パワーポイントを使って、日本の相続制度について説明するとともに、（1）日本とハワイのどちらにも財産を持っておられる人に相続が起きた場合、日本やハワイでどのようなことをしないといけないか、（2）日本で作った遺言はハワイでも効力が認められるか、（3）ハワイで作った遺言は日本でも効力が認められるか、（4）日本の遺言検認手続とハワイのプロベート手續はどのように違うのか、（5）日本とハワイそれぞれで遺言書を作成おくことの有用性、（6）エステート・プランニングについて、日本とハワイとではどのような違



いがあるかなどについて、詳しくお話をさせて頂きました。

手前味噌ながら、参加者の方々には喜んで頂けたようで、現地で発行されている日本語新聞でも、このセミナーについて取り上げて頂きました。このようなセミナーや勉強会のようなものを、今後も継続的に行っていければと考えております。

日本在住の皆さんの中にも、日本だけではなく、海外にも財産（コンドミニアム、タイムシェア不動産、預金など）をお持ちの方がおられると思います。元気な間は良いのですが、ご自身が亡くなった後のことを考えると、今のうちにしておくべきことがありますので、ご関心のある方は、いつでも当事務所までご連絡を頂ければと思います。

入所のご挨拶



弁護士 吉川 叶

はじめまして。

この度、あすなろ法律事務所に入所しました、弁護士の吉川叶（きつかわ かのう）と申します。

私は8年間、プロテニス選手として

国内外の大会を転戦していました。

特に海外のツアーを回るにあたっては、エボラなどの疫病やテロ、差別、様々なトラブルと隣合わせでした。そのような状況でも戦ってきたことで培ってきた突破力や対応力、精神力は皆さまのお悩みを解決していく中で必ずプラスに働くと考えております。私は、スポーツ業界に長く携わってきましたが、弁護士としては幅広い分野で活動していきたいと思っております。皆さまに満足いただける法的サービスを提供できるよう日々精進してまいりますので、これからどうぞよろしくお願ひいたします。



弁護士 永田 駿

はじめまして。

この度、あすなろ法律事務所に入所しました。

私は、兵庫県尼崎市で生まれ育ち、関西学院大学法学院を卒業後、関西学院大学法科大学院を修了し、司法試験に合格しました。

大阪での1年間の修習を経て、馴染みのある大阪で弁護士として働くことにしました。

私は、人の役に立つ仕事がしたくて弁護士を目指しました。遂に夢が叶い、あすなろ法律事務所に入所し、弁護士として働くことができることを、非常にうれしく思っております。

まだまだ未熟ですが、少しでも多くの方々の役に立つために、日々精一杯尽力して、業務に向き合いたいと考えています。

皆様、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

JELFみどりの遺言

日本環境法律家連盟

詳しくは検索：「みどりの遺言」にて

みどりの遺言セミナー

日本を代表する環境団体との共同企画「みどりの遺言」による「未来への伝言」シリーズの講演・対談のお知らせ

加藤登紀子さん「(仮題) 私が未来に伝えたいこと」

2024年2月28日午後7時 at 東京・渋谷ロフト9

現地参加あるいはズーム視聴を希望される方はJELFまでご一報ください。詳しくは追って掲示いたします。環境団体への遺贈・相続寄付を含めた人生の終い方に関する法律相談を隨時受け付けております（「みどりの遺言」で検索）。